

## 令和8年3月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和8年3月25日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者  
教育長 村田明彦  
教育長職務代理者 奥野貞一  
委員 多田謙司  
委員 新熊和彦  
委員 原田奈緒美
- ・説明者  
学校教育部長兼生涯学習部長 藤田晃治  
教育政策監 松村章生  
学校教育部理事 新田孝一  
学校教育課長 伊藤圭  
次世代育成課長 竹中博  
学校教育課長補佐 矢敷香織
- ・事務局  
教育政策課長 平井有紀子  
教育政策課長補佐 尼丁香奈
- ・議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 教育長月次報告
  - 日程第3 議案第44号  
羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 日程第4 議案第45号  
羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第 5 議案第 46 号  
羽曳野市教育委員会職員安全衛生規程の制定について
- 日程第 6 議案第 47 号  
羽曳野市教育委員会事務局の指導主事等の給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第 48 号  
羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第 49 号  
羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について
- 日程第 9 議案第 50 号  
羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 10 議案第 51 号  
羽曳野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 11 議案第 52 号  
令和 8 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」について
- 日程第 12 議案第 53 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 13 報告第 22 号  
後援名義の使用許可について
- 日程第 14 報告第 23 号  
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について
- 日程第 15 議案第 54 号  
羽曳野市教育振興基本計画の修正 について

日程第 16 議案第 55 号  
令和 8 年 4 月 1 日付人事異動について

日程第 17 その他  
日程調整など

[ 教育長 開会の挨拶 ]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、原田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 2月24日から3月30日までの期間で、令和8年第1回定例市議会が開催されました。
- (2) 3月13日に、中学校卒業式がありました。
- (3) 3月17日に、幼稚園卒園式がありました。
- (4) 3月18日に、小学校卒業式がありました。

日程第 3 議案第 44 号

羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《学校教育課長》

羽曳野市立古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園の閉園に伴い、規則から園名を削除するとともに、文部科学省より幼稚園設置基準の一部が改正されたため定員の変更及び所要の改正を行うものです。

具体的な内容の1点目としては、規則から古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園、古市南幼稚園の園名を削除します。

2点目としまして、文部科学省が幼稚園設置基準の一部を改正し、1学級の幼児数を35人以下から30人以下としたことを受け、羽曳野市においても同様に1学級の定員数を改正します。

その他、預かり保育を行う時間について、こども園での預かり保育時間との整合を図るため、午後6時から午後5時へと改正を行うものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 4

議案第 45 号

羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について

- 次世代育成課長から、資料に基づき羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《次世代育成課長》

令和 8 年度における羽曳野市留守家庭児童会の利用の申込人数の増加が見込まれることを踏まえ、待機児童の発生を回避し、適切な受け入れ態勢を確保するため、小学校の空き教室を活用して定員を増員するものです。

該当する留守家庭児童会としては、白鳥教室の定員数を 96 人から 115 人へ、高鷲南教室の定員数を 114 人から 172 人に変更しようとするものです。

《教育長》

白鳥教室、高鷲南教室ともに、子どもの数の増加というより、親の就労形態の変化によるものです。

《多田委員》

この留守家庭児童会は、全小学校にあるのですか。

《次世代育成課長》

全小学校にございます。

《多田委員》

小学校に通う児童の何割が、この留守家庭児童会を利用しているのですか。

《次世代育成課長》

約 4,500 人に対して、約 1,200 人の児童が留守家庭児童会に登録していますので、25%程度となります。

予想では、2030 年度頃までは子どもの数は減少傾向にあれども、留守家庭児童会児童数は増加するとされています。

《多田委員》

教室数を増やすことによる、留守家庭児童会の職員は確保できるのですか。

《次世代育成課長》

1 教室増やすためには、留守家庭児童会支援員を 2 名増やす必要があり、なかなか難しいところではあります。加えて、医療的行為が必要とされる場合があ

り、看護師の確保も課題となっています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第46号  
羽曳野市教育委員会職員安全衛生規程の制定について

●教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会職員安全衛生規程の制定についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》

現行の羽曳野市職員安全衛生管理規則では、市長部局規則において、任命権者が異なる教育委員会の内容が規定されているため、人事課では現行規則を廃止し、市長部局のみを規定する新たな羽曳野市規程を制定予定となります。このことを受けて教育委員会においても、新たな規程を制定しようとするものです。

内容といたしましては、職場における職員の安全及び健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、安全管理及び衛生管理に関して必要な事項を定めるものです。

《多田委員》

教育委員会独自の規程を制定するというのですが、規定される内容はこれまでと異なるのですか。

《教育政策課長》

現在も、月1回、市長部局と教育委員会とが合同で安全衛生委員会を開催しており、実際の運用に変更はありません。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第47号  
羽曳野市教育委員会事務局の指導主事等の給料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

●教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会事務局の指導主事等の給料に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》

現在、指導主事等の給与は、本市に採用時にのみ大阪府教育庁、大阪府立学校、大阪府市町村立学校での教職員での年収を下回らないように決定しているところ、昇給時等においても行えるよう改正しようとするものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第48号

羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》

令和8年度から、教育研究所がL I Cはびきのから旧西浦幼稚園に移るにあたり、施設面の整備等を教育政策課の事務とするための改正、その他所要の改正を行うものです。

改正内容といたしまして、第3条の教育政策課の事務に、学校の施設及び設備の整備等に教育研究所を含む文言を追加し、第5条の学校教育課の事務に、第3条関係で、教育政策課の事務に追加した内容を除く文言を追加するものです。

《教育長》

教育研究所がL I Cにあったとき、施設の修繕等はどこがしていたのですか。

《教育政策課長》

教育研究所・学校教育課ではなく、L I Cを所管している生涯学習スポーツ課が行うこととなります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第49号

羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の制定についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》

羽曳野市立古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園及び古市南幼稚園が廃園することに伴い、使用する公印を削るものです。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第50号

羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《学校教育課長》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の規定により教育委員会規則で定める事項として委任されている範囲を整理するため、この規則を制定するものです。

内容としては、法律と規則で重複しているものを削り、規則で定める事項として委任されている本市独自の承認事項のみを列挙する形に規定を改めます。

規則改正後の学校運営協議会の承認事項としては、1つ目は、教育課程の編成に関すること。2つ目は、業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。3つ目は、対象学校の教育目標及び経営方針に関すること。最後に、対象学校の校長及び教育委員会が必要と認める事項に関することとなります。

具体的には、添付する新旧対照表をご覧ください。

第4条第2号には、対象学校の教育課程の編成に関することについて、学校運営協議会の承認を得ることと規定していますが、法律にも同じ内容が規定されており、重複しております。

今後も、法律の改正が予定されており、本市の規則の改正漏れを防ぐためにも、法律と規則の重複規定を改めようとするものです。

《教育長》

法律と規則の重複規定を見直したということですが、なぜ今なのですか。

《学校教育課長》

そもそもは、業務量管理・健康確保措置の実施に関することを学校運営協議会の承認事項とするように、法律が改正されたことから始まりました。

法律の改正に併せて、規則の改正を行う必要性を検討する中で、法律の改正の

度に規則を改正するのではなく、法律から規則に委任される事項のみを規則に制定し、今後の法律改正に対応しようとするものです。

《教育長》

本市には、学校運営協議会を設置している学校は何校ですか。

《学校教育課長》

1校です。令和8年度にもう1校設置するため、現在、準備中です。

《教育長》

本市の学校運営協議会の設置状況は、非常に遅れておりますが、順次、設置校を増やしていこうとしています。

また、1月期定例教育委員会議においてご審議いただきました業務量管理・健康確保措置実施計画に基づく方針等を、学校運営協議会で承認を得なければならないとされています。

学校運営協議会は、学校運営にも意見することができる組織となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第51号

羽曳野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

●学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明があり承認をもとめました。

《学校教育課長》

学校教育法の改正に伴い、条項ずれの修正を行う必要が生じるため、この規則を制定するものです。

内容としましては、第7条第3項中の引用先を第37条第16項から第37条第17項に改正します。

《教育長》

主務教諭に関するものですか。

《学校教育課長》

学校教育法の改正は、主務教諭に関するものですが、本市の規則自体は、この主務教諭を定めるものではなく、引用先の条項ずれを改正するものとなります。

《多田委員》

学校教育法自体は、どれぐらいの頻度で改正されており、毎回、市の規則も改正しなければならないものですか。

《学校教育課長》

学校教育法の改正自体は、ほぼ毎年度行われていますが、市の規則の改正は、学校教育法の改正の影響を市の規則が受ける場合にのみ行います。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 11 議案第 52 号

令和 8 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」  
について

- 学校教育課長から、資料に基づき令和 8 年度取組みの重点と指示事項「グローアップはびきの」についての説明があり承認をもとめました。

《学校教育課長》

大阪府作成の令和 8 年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項を踏まえ、グローアップはびきのとして令和 8 年度の取組みの重点と指示事項をまとめた冊子発行の承認を得るものです。

詳細について、担当の矢敷から説明をします。

《学校教育課長補佐》

教育委員皆さまに、事前に見ていただき、頂きましたご意見を踏まえたグローアップはびきのについて、ご説明いたします。

現在、学校・園が直面している課題や現場の状況をより深く反映させるとともに、現場の教職員に確実の届き、活用されるように工夫し作成しております。

本日は、昨年度から変更した部分や頂きましたご意見を踏まえた修正点やご質問を中心に説明いたします。

冒頭の巻頭言には、教育長のメッセージに加え、これまでの大切にしてきた羽曳野市の教育理念や教育ビジョンを記載しています。

教育ビジョンとしては、生活・学・体・人権・食育の 5 項目について、子ども達がこれからの時代を生き抜く力を記載しています。

また、全員が全員を育てるを合言葉に、子ども達に関わる全員が子ども達のための取り組みを進めていけたらと考えております。

第 1 章においては、危機管理マニュアルを再確認すること、虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組み等を記載し、基本的には令和 7 年度と同様としつつ

も、学校組織全体で事故防止を徹底させるために、実践的訓練、AEDの使用などを具体的に明示しております。

第2章においては、保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携にこども園を含めた記載と、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間を指す、かけ橋期の教育の充実について記載しております。

また、今年度は、図書館教育の推進について、読書環境の充実、学校司書の活用、読書習慣の確立を具体的に記載しました。

第3章では、労働基準法第36条に基づく協定、教職員のわいせつ事案防止について、具体的な事例を記載しております。

働き方改革における教職員の在校等時間管理についてを新たに追記し、個人情報と情報管理の徹底においては、情報漏えいや情報リテラシーモラルに関する事項を具体的に追記しております。

また、不祥事の防止、ハラスメントの防止については、より具体的な対策を、改訂道路交通法は、要点にまとめて記載しています。

教育委員の皆さまに事前に質問いただきました、カメラ等を設置できないような環境にする具体策としては、まずは盗撮をさせない、できない環境づくりを優先しております。

併せて、職場におけるハラスメントに関しては、教職員間の関係を記載しております。

第4章では、生徒指導体制の充実の中に保護者と協力した不登校対応の推進と保護者支援を、いじめ対応には、いじめ重大事態発生時の対応、問題行動と防止のための早期発見の取り組みや、早期の対応、適切な対応を記載し、大阪府が大切にしている、ともに学びともに育つ教育、多文化共生教育の推進について、いずれも学校園全体で推進していくことを強調しています。

最後に、教育委員の皆さまからの事前質問についてご説明します。

校内教育支援ルームについて、小学校6校、中学校6校に設置しており、全学校に、机や椅子を配置、くつろぎスペースを設けるなど子ども達が安心して利用することができるように工夫を行っております。

また、大阪府不登校支援センターと市の教育支援センターの違いとしては、大阪府不登校支援センターでは、相談員とオンラインでつながることができる点が大きな違いとなります。

校内支援体制の充実については、令和8年度からは、小学2年生と5年生を中心にスクリーニングアセスメントの実施し、子ども達の困り感を早期に発見して、専門的な視点で学校運営に還元することで、校内全体の支援教育の質をボトムアップさせます。専門家の見地を借りることで、クラス全体の落ち着きや教員の指導の自信にもつなげ、充実させていきたいと思っております。

第5章では、体力づくり、食育アレルギーについて記載しております。

食育については、給食センターの見学や確井豌豆プロジェクトへの参加など、羽曳野市の取り組みも追加し、具体的に記載しております。

第6章では、児童生徒が学び方を身につけることができるような事業展開について、タブレット端末を効果的に活用し、協働的な学びの充実を図れるような工夫を記載しております。

また、ALTを活用した外国語活動や英語教育の充実と、探求的な学習の充実についても記載しております。

令和8年度から実施する、総合学力調査などの結果を分析し、エビデンスに基づいた授業や指導改善を行うこと。国のガイドラインに基づいた生成AIの利活用やSTEAM教育の推進についても記載しております。

最後に、各学校園における令和8年度の具体的な取り組み指標を、令和7年度よりも若干高めに設定しております。

また、令和7年度の取り組み指標への達成状況について、各学校園からの報告によると概ね良好とのことでした。

#### 《新熊委員》

ハラスメントについて、先ほどの説明では、教員間でのハラスメントとされていましたが、それ以外の、保護者からのハラスメントについて、相談窓口の設置や解決への手助けをする方法等についても記載があってもいいのではないかと思います。

#### 《学校教育課長》

現状、グローアップへの記載はないのですが、学校管理職を通じての現状把握や、事象があった場合の弁護士への相談等を実施することとなっております。

#### 《教育長》

大阪府からの指示事項への記載はどうなっていますか。

#### 《学校教育課長》

記載はありませんが、他市では記載している市もありますので、今後の研究課題となるかと思えます。

#### 《多田委員》

これは、教員が見るものだと思いますが、保護者に向けたものはないのですか。些細な事なのですが、本文の協調している部分とそうでない部分の字体が違うのが、その必要があるのかなとちょっと気になります。

#### 《学校教育課長補佐》

教育ビジョンは、教職員だけでなく、広く共有すべく、保護者・地域の方に向けたリーフレットの作成を進めています。

教員に向けたリーフレットには、二次元コードを添付し、リーフレットからグ

ローアップにリンクが飛ぶようになることを予定しています。

《教育長》

まだ、案の段階ではありますが、保護者・地域の方に向けたリーフレットには具体的な取り組み内容も記載する予定となっています。

《原田委員》

取り組むべき課題が多い中でも、学力向上は、重要な課題の一つであると思います。令和8年度は、より力を入れて取り組むという教育委員会の思いが、このローアップから教員の方々へ伝わるのかと少し懸念します。

《教育長》

小学校の3・4年生の段階が基礎学力を身に着ける過程の中でつまづきやすい学年となっています。そのため、令和8年度では、小学4年生のときに学習アプリと連動した総合学力調査を実施し、データに基づく検証と改善に取り組む予定です。4年生で市がする総合学力調査、5年生で大阪府のすくすくテスト、6年生で国の全国学力・学習状況調査をし、系統立てて学力向上に取り組んでいきます。

巻頭言についても、現場の管理職も含めて改革意識を持ってほしいという気持ちで3年間同じフレーズを使用しています。

《多田委員》

学力向上という課題を、より強調するのはどうですか。

《原田委員》

重点項目として、いくつか強調して記載するのもいいと思います。

《教育長》

一部、文言の修正意見もありました。

より具体の取り組み事項を、第6章の最後に記載することとし、可決することにご異議ございますか。

**【採 決】** 全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第12

議案第53号

後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についての説明があり

承認をもとめました。

《教育政策課長》

新規申請事業が1件となります。

1件目は、団体名はママサポかんさい、事業名は子どもと家族の未来をまもるNISA講座、事業実施日は令和8年5月11日、5月15日、5月16日となります。

事業内容は、NISAの正しい知識を提供することで、将来の教育資金、住宅購入、老後の資金計画など、ライフステージごとに必要なお金のつくり方をわかりやすく解説し、家族全員がより良い未来を築くための知識を身につける機会を提供するものとなっています。

事業目的は、地元住民の方々の生活の安定化及びお子様の教育費の準備負担軽減を目的としています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第13 報告第22号  
後援名義の使用許可について

●教育政策課長から、資料に基づき後援名義の使用許可についての説明がありました。

《教育政策課長》

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの6件の報告になります。

1件目は、専決処分日は2月16日、団体名は「羽曳野市グラウンド・ゴルフ協会」、事業名は「第11回 春季グラウンド・ゴルフ交歓大会」です。

2件目は、専決処分日は2月27日、団体名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会2027実行委員会」、事業名は「南大阪中学校・高等学校進学説明会2027」です。

3件目は、専決処分日は3月9日、団体名は「NPO法人南河内こどもステーション」、事業名は「ミニこどもまつり」です。

4件目は、専決処分日は3月17日、団体名は「第49回はびきの市民フェスティバル実行委員会」、事業名は「第49回はびきの市民フェスティバル」です。

5件目は、専決処分日は3月17日、団体名は「書道研究会 由源社」、事業名は「第49回由源全国書道展」です。

6件目は、専決処分日は3月24日、団体名は「一般社団法人ママと子どもの子育てラボ」、事業名は「オンラインゲームで消火体験！親子で備える防災&マ

ネー講座～「もしも」に備える、家族の安心づくり～」です。

日程第 14 報告第 23 号  
羽曳野市教育委員会点検・評価報告書について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育委員会点検・評価報告書についての説明がありました。

《教育政策課長》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

令和 6 年度に羽曳野市教育委員会が実施した主要な事務事業について、令和 7 年 11 月 13 日に羽曳野市教育委員会評価委員会議を開催し、教育に関し学識経験を有する 3 名の評価委員にご審議いただき、意見等を聴取し報告書にまとめたものを、別紙のとおり報告するものです。

委員からのご意見等は、報告書の 122 ページと 123 ページに記載していますが、意見等の部分を抜粋したファイルを別途資料として添付しております。

今年度は、姉妹校交流助成事業、部活動指導者派遣事業、中学校給食提供事業、小学校給食提供事業、学校給食センター等複合施設整備事業、多子世帯学校給食費支援事業、帰国・外国人児童生徒適応支援事業、不登校児童生徒適応指導事業、肢体不自由児療育支援事業などにおいて、概ね、好評なご意見をいただきました他、多数、貴重なご意見をいただいております。

なお、本日以降において、議会に報告書を配布させていただき、その後、市ホームページにおいても公開させていただく予定です。

日程第 15 議案第 54 号  
羽曳野市教育振興基本計画の修正 について

- 教育政策課長から、資料に基づき羽曳野市教育振興基本計画の修正についての説明があり承認をもとめました。

《教育政策課長》

令和 7 年 3 月策定の教育振興基本計画について、令和 7 年 10 月 17 日開催の令和 7 年度第 1 回羽曳野市総合教育会議において、当該計画をもって教育大綱に代えることと協議したことを受けて、当該計画の修正について承認を得るもの

です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 16 議案第 55 号  
令和 8 年 4 月 1 日付人事異動について

《教育長》

議案第 55 号につきましては、個人情報を取り扱う案件でございますので、羽曳野市教育委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、秘密会とし行いたいと思います。このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第 55 号は、秘密会といたします。

日程第 17 その他

- (1) 食育・給食課長から令和 8 年度小学校給食費の完全無償化と中学校給食費の改正について報告がありました。
- (2) 食育・給食課長から小学校給食への異物混入について報告がありました。
- (3) 食育・給食課長から学校給食試食会の実施について報告がありました。
- (4) 事務局から、今後の日程について連絡がありました。

教育長から、次回の 4 月定例教育委員会議を、4 月 13 日（月）に予定すること通知しました。

[ 教育長 閉会の挨拶 ]

閉会：午後 0 時 00 分